

「なくそう！官製ワーキングプア・反貧困集会」に参加して

川村 雅 則

◇ NPO法人官製ワーキングプア研究会とは

二〇一四年八月三〇日に東京都内で開催された、「なくそう！官製ワーキングプア・第6回反貧困集会」に参加してきた。実行委員会方式だが、実質的な主催は「NPO法人官製ワーキングプア研究会」である。

ご存じない方のために同研究会を紹介すると、理事長は、荒川区職労で長く労働運動を牽引してきた白石孝さん、理事には、報道を通じて官製ワーキングプアという言葉を広めた元・朝日新聞記者の竹信三恵子さん（現・和光大学教授）や、『非正規公務員』（日本評論社、二〇一二年）などの著書があり、非正規公務員問題研究の第一人者である上林陽治さんらが名を連ねている。研究会の主な事業は、情報収集、調査・研究、当事者相談、学習会への講師派遣、研究会の定期開催など、純粋な意味での研究活動だけにとどまらぬ幅広さで、会員数は、正会員と賛助会員をあ

わせて一五〇人・団体程度である。二〇一二年から年に四回ほど発行されている研究会の『レポート』¹⁾も勉強になる。

筆者自身は、同研究会が編者となった『なくそう！官製ワーキングプア』（日本評論社、二〇一〇年）で会のことを知ったと記憶している。メールの履歴をさかのぼると、ちょうど非正規公務員研究に取り組んでいたことから、拙い論文などを会に送り、それから情報や研究への助言をいただくなど、お付き合いが始まったという経緯がある。研究者と労働組合の交流する非常に実践的な研究会であることから、自分の性に合っていると思いつき、直ぐに会員に登録し、二〇一二年の第四回集会では、「研究・実践報告」をさせていただいた。

◇ 盛りだくさんの集会内容と、注目すべき総務省新通知

さて、集会当日のことに話を戻すと、内容は以下のとおり盛りだくさんだった。まずは午前中の特別企画「運動の交流（消費者

活相談員ユニオン、東京公務公共一般、大阪教育合同労組）」に始まり、午後は、「たまたかの現場から」という企画で、「手当・ボーナス闘争を展望する（港区職労）」、「業務委託と雇用確保（板橋区学童）」、「委託や指定管理の問題（墨東病院、竹ノ塚図書館）」、「労働契約法による訴訟（郵政産業労働者ユニオン）」などの報告や、非正規雇用問題の本質を当事者と竹信さんが対談する「三恵子の部屋」という企画が行われた。あいだには、労働組合の闘いをおさめたDVDの上映や、官製ワーキングプアの悲哀を川柳で表現するというパフォーマンスもあり、会場参加者を飽きさせない。

そして、筆者にとって今回の最大の関心事が、二〇一四年七月四日付で通知された「臨時・非常勤職員及び任期付き職員の任用等について」（以下、新通知）を扱った企画であった。²⁾

この新通知は、総務省の説明によれば、臨時・非常勤職員が依然として増加していることや、その一方で、二〇〇九年四月二四日付けで出された総務省通知「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」の趣旨が未だ必ずし

も徹底されていない実態が見受けられることなどから、あらためて発出されたという。

もつとも、最大のねらいは、現場からすでに批判があがっているように、任期付職員の採用を促進することにある。臨時・非常勤問題の根本的な解決を目指すものではない。だが、労働組合のこの間の運動や裁判闘争による成果もまた、この新通知発出の背景にあるように、評価できる（活用できる）部分もある。そこで集会では、「寄ってたかって読み解く」と称して、上林さんをはじめ



四人のコメントーターがそれぞれの立場から、この新通知を、文字通り寄ってたかって読み解いた。

◇ 筆者の問題意識と、総務省新通知が否一定する自治体の任用

この新通知については、本号掲載の上林論文でも詳しく扱われているので、詳細はそちらをご参照いただきたい。筆者の問題意識はシンプルである^③。

自治体をまわって非正規公務員の調査をしていると、こんな任用事例に遭遇する。例えば、「雇用機会を住民にひろく提供するため」と称して勤務年数に上限を設ける疑似ワークシェアリングの存在。継続した雇用ではないことを「明確に」示すために、任用期間後、一定の期間を空け（て再度任用す）る「空白期間」の設定。あるいは、彼らに対する報酬等について、再度任用が認められている自治体であっても、あくまでも一回ごとの任用なのだからと、早給や経験給が存在しないことを当然視する姿勢。残業手当は支給できないからと、実際に残業をさせても、早退させたり休みをとらせるなどの時間調整による対応がみられること。さらには交通費さえ支給しない自治体もあるという。当局（場合によっては労働組合）からなされるこれらの説明や任用実態は、果たして妥当なのか（法制度に縛られてのやむを得ないことなのか）。
というのも、勤務年数に上限のない再度任用を

行っている自治体もあれば、（名称はどうであれ）経験給を設定している自治体もあるし、空白の期間についても、自治体によってまちまちだからである（設けていない自治体もある）。

これらの任用、勤務条件等に関わって新通知にはこう書いている。該当部分を抜き出す。

○ 「任用」の「任期」について

〔略〕平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て再度任用されることはありうるものである。

○ 「勤務条件等」の「報酬等」の「時間外勤務に対する報酬の支給」「費用弁償」について

本来、非常勤職員については、勤務条件として明示された所定労働時間〔略〕を超える勤務は想定されるものではないが、労働基準法が適用される非常勤職員に対して当該所定労働時間を超える勤務を命じた場合においては、当該勤務に対し、時間外勤務手当に相当する報酬を支給すべきものであることに留意が必要である。

非常勤の職員に対する通勤費用相当分については費用弁償として支給することができるものであり、支給する場合には、所要の条例の規定を整備するなどして適切に対応すべきであることに留意が必要である。

○ 「再度の任用」における「任期の設定等」について

再度の任用の場合であっても、新たな任期と前の任期の間に一定の期間を置くことを直接求める規定は地方公務員法をはじめとした関係法令において存在しない。

・募集にあたって、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきであり、〔略〕均等な機会の付与の考え方を踏まえた適切な募集を行うことが求められる。

○「再度の任用」における「報酬等について」

・同一人が同一の職種の職に再度任用される場合であっても、職務内容や責任の度合い等が変更される場合には、異なる職への任用であることから、報酬額を変更することはあり得るものである。

以上を読めば、「国が決めたことなので（やむなく従っている）」という説明はもはや通用しない。総務省さえ否定する誤った任用等を労働組合は今後も放置するのだろうか。

むろん根本には、正職員を増やすことができないどころか、削減を余儀なくされてきた、構造的な問題がある。そのせいで職員の労働負担も増している。責任は俺たちにあるわけではない、というのが正職員・労働組合の正直な思いかもしれない。もつともである。だがそう主張していても非正規職員は救われまい。非正規だからという理由だけで、正職員であれば絶対に通用しないはずの理屈が通っている現実を、まずは直視することから始める必要があるのではないか。

◇ 具体的な取り組みは始まっているのか

さて、同じワーキングプア問題でも「官製」ワー

キングプア問題は、関係する制度が複雑である。私自身も、解説本をひらいたり裁判例をひもといて、どこまでのことが現行法制度でできて、どこからが課題なのか、苦勞しながらその都度、頭を整理している。だからこそ、この研究会がそうであるように、ナショナルセンターの垣根も業種も越え、官製ワーキングプア問題を解決するため、という一致点で、職場の問題や運動に関する積極的な交流が必要なのだと思う。大阪でも、第二回目の交流集会在二〇一四年一月に開催予定だと聞いている。

ひるがえって北海道の関係者はどうか。公益社団法人北海道地方自治研究所に非正規公務労働問題研究会を二〇一四年四月に立ち上げ、活動を開始しているが、この研究会は現場、とりわけ正職員労働組に必要とされているのだろうか、とふと心細く思うことがある。非正規公務員を組合に迎え入れ、ともに問題解決にのぞもうという気運は高まっているか。札幌市では否決された公契約条例もそう。そもそも各地で、公共サービスで働く民間労働者の雇用・労働に対する問題意識は深まっているのだろうか。

今回、東京での集会に参加して、勉強になったのは言うまでもないが、なんでも東京一極集中、中央依存は時代にそぐわない。職場に根ざす労働運動であれば、なおのことである。ここ北海道でも、それぞれの職場、地域において、具体的な取り組みとその経験交流を、始めるときではないか。

【注】

- (1) 最新の第一二号（二〇一四年八月発行）の主な内容を紹介すると、総務省の新通知（本文参照）の特集のほか、「ソウル市の正規化対策の最新状況」、「進む学校の非正規化」講座から、「まだあるいい加減任用」県で日々雇用職員」などの報告が掲載されている。
- (2) 研究会では、総務省の新通知の「解説・問題点・評価・課題」をまとめたブックレットを二〇一四年八月に発行している（頒価一冊七〇〇円）。
- (3) 拙稿「官製ワーキングプア問題と労働組合の課題・再考―「非正規公務労働問題研究会」の発足にあたって」（『北海道自治研究』第五四四号（二〇一四年五月号）所収）。
- (4) 新通知に対する、全日本自治団体労働組合書記長談話にも、「自治体当局に対しては、通勤費用や時間外手当についての適切な取り扱いなどを早急に実施することや任用について趣旨の正しい理解、この間の民間労働法制における正社員と非正規社員の差別的取扱いの禁止などの制度改正を踏まえた、賃金・労働条件の均等待遇を求めていく」とある。

※ NPO法人官製ワーキングプア研究会については、同研究会のウェブサイトを参照されたい。
<http://kwpk.web.fc2.com/index.html>

八かわむら まさのり・北海道大学経済学部准教授